

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査										執行日程表										香川県選挙管理委員会									
月	日	選挙期日前後	県委員会・選挙長等の行う事務			執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務			執行者	関係法令																	
		公 示 前 の 適 当 な 日	1	ポスター掲示場の区画数の指示	県委員会	運規11の3	1	ポスター掲示場の設置場所の告示及び県委員会への報告（予め）	市町委員会	法144の2 運規11の2																			
			2	政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の政見放送設備により行うことができる政見放送の回数の告示		規程2	2	不在者投票（郵便等による不在者投票を含む。）の投票用紙及び投票用封筒の請求受付		委員長	法49 令50、59の4、59の5の4、59の6																		
			3	政見放送の日時の決定（放送局から通知のあった場合）		規程13	3	在外選挙 投票用紙等の発送（解散日から発送開始）		〃	法49の2																		
			4	立候補予定者及び候補者届出予定政党に対する説明会の開催		法22 令14	4	個人演説会等会場の指定及びその旨県委員会に報告		市町委員会	令65の11 外則23																		
			5	選挙人名簿の選挙時登録の基連日の告示		法161	5	個人演説会等会場の施設の整備の程度その他使用に関する定め（公表及び候補者等が納付すべき費用の額の公表（市町委員会の承認）		施設管理者	法161																		
			6	個人演説会等会場の指定の告示		法161	6	指定投票区を指定し及び指定関係投票区を定めたとき、並びに指定投票区の指定を取り消し又は指定関係投票区を変更したときは、その告示及び県委員会へ通知		市町委員会	法37 令26																		
			13日	14月	(前)	1	選挙時登録日現在選挙人名簿登録者数の報告受領	県委員会 選挙委員長 県委員会	法22 令22 通知	7	期日前投票事務従事者の任命、事務の分担取扱手続の決定及び関係法令等の周知	〃	法30の3 令23の2																
						2	立候補届出受付準備		法22 令22 通知	8	指定在外選挙投票区の指定及び県委員会へ通知		市町委員会	法49 令53、59の4、59の5の4															
			15火		公 示	1	選挙長及び同職務代理者並びに選挙分会長及び同職務代理者の選任告示（予め同意）	県委員会	法75 令80、81	1	ポスター掲示場の設置完了期限	市町委員会	法144の2 運規11の3																
						2	投票用紙の様式の告示		法45 規程5	2	選挙時登録日現在選挙人名簿登録者数を県委員会に報告		〃	令22															
3	投票用紙、投票用封筒、郵便等による不在者投票用封筒、特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印の告示	規則5,8,10,10の5、10の5の4				3	期日前投票所の投票立会人を選任した場合の本人及び投票管理者への通知期限		〃	法39、41、48の2 事規17																			
4	選挙会及び選挙分会の選挙立会人のくじを行うべき場所及び日時	法76、62 事規30、25				4	投票管理者及び同職務代理者の選任告示（予め同意）		〃	法49の2 令65の13																			
5	選挙会及び選挙分会の場所及び日時の告示（予め）	法77、78				5	開票管理者及び同職務代理者の選任告示（予め同意）		〃	法38、48の2 令27、49の7 事規14																			
6	選挙長の事務を取り扱う場所の告示	法144の2				6	投票所（共通投票所）及び期日前投票所の開閉時刻を繰り上げ、又は繰り下げの旨の告示及び投票管理者への通知（予め）（県委員会に届出（投票所及び共通投票所のみの））		〃	法37 令24、25、49の7 事規12																			
15火						7	ポスター掲示場にポスターの掲示を開始することができる期日の告示	選挙委員長 選挙分会長 県委員会	法144の2	7	開票立会人のくじを行うべき場所及び日時の告示（予め）	〃	法61 令67、68 事規24																
						8	政見放送の順序のくじを行うべき場所及び日時の告示		規程14	8	氏名等掲示の掲載順序のくじを行うべき場所及び日時の告示（小選挙区）		〃	法62 事規25															
						9	選挙公報掲載順序のくじを行うべき場所及び日時の告示（予め）		法169 運規41	9	個人演説会等の施設の使用予定表の受理（最新のものを常に確認のこと。）		〃	法175 運規46															
						10	名簿届出政党等の名称等掲示の掲載順序のくじを行うべき場所及び日時の告示（予め）（比例代表）		法175 運規46	10	個人演説会等（公営施設使用）開催申出受付開始（開催不能の場合通知）（小選挙区・比例代表）		〃	令118															
			11	選挙運動に関する支出金額の制限額の告示	選挙委員長 選挙分会長 県委員会	法194、196 令127 法197の2 令129	11	個人演説会等の施設の管理者に対する開催申出があった旨の通知（その都度）	施設管理者 市町委員会	法163 令112、113、114 運規31																			
			12	実費弁償及び報酬の額を定める告示		法86、87 令88	12	投票所入場券の交付（公示日以後でできるだけ速やかに）		〃	令115、124																		
			13	立候補届出受付開始		法86	13	選挙事務所設置（異動）届出受付開始		〃	令116、117、120 令31																		
			14	立候補届出期限		法13章	14	開票立会人届出受付開始		〃	法130、131 令108、109																		
			15火			15	候補者等交付物及び証明書類の交付	県委員会 選挙委員長 選挙分会長 県委員会	法76、62 令82、69 事規30、25	15	投票記載所の氏名等掲示の掲載順序のくじ執行（小選挙区）	市町委員会	運規2の2 法62 令69 法175																
						16	選挙会及び選挙分会の選挙立会人届出受付開始		法130、131 令108、109 運規2の2	16	期日前投票所及び市町委員会委員長が管理する不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名等及び名簿届出政党等の名称等の掲示用データの受信		〃	令92 事規33															
						17	選挙事務所設置（異動）届出受付開始		法180、182、183 運規50の7	17	期日前投票所及び市町委員会委員長が管理する不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名等及び名簿届出政党等の名称等の掲示用データの受信		〃	令92															
						18	出納責任者選任（異動・職務代行）届出受付開始		法197の2 令129	18	立候補（異動）、届出却下、同辞退（法91Ⅱ、法103Ⅳ該当を含む。）又は死亡の通知を受けた場合の投票管理者及び開票管理者への通知		〃	令92															
						19	報酬を支給する選挙運動のために使用する者の届出受付開始		規程5、6 規程14	19	候補者が死亡したことを知った場合は直ちに選挙長に通知		市町委員会	令92 事規33															
						20	政見放送、経歴書申込み（提出）期限		法168 運規10章 申請注意事項	20	候補者につき法第11条第3項の通知を受けた場合は直ちに選挙長に通知		住所 市町委員会	令92															
		日	22	選挙公報掲載文申請受付開始（小選挙区）	選挙委員会	法168 運規10章	22	候補者につき法第11条第3項の通知を受けた場合は直ちに選挙長に通知	市町委員会	令92																			
			23	選挙公報掲載文訂正の連絡（小選挙区）		法168 運規10章	23	候補者につき法第11条第3項の通知を受けた場合は直ちに選挙長に通知		住所 市町委員会	令92																		
			24	選挙公報掲載文申請期限（小選挙区）		法168 運規10章	24	候補者につき法第11条第3項の通知を受けた場合は直ちに選挙長に通知		市町委員会	令92																		
			25	選挙公報掲載文の掲載順序のくじ執行（小選挙区）		法169 運規41	25	ポスター掲示場にポスター掲示開始		住所 市町委員会	令92																		
			26	ポスター掲示場にポスター掲示開始		法144の2	26	ポスター掲示場にポスター掲示開始		候補者	法144の2																		

[illegible]

[illegible]